

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 5 年 4 月 20 日

長野県企画振興部 D X 推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

「空の移動革命」推進事業業務

(2) 業務の目的

山岳県・長野県の特性を踏まえて、ドローンや空飛ぶクルマの利活用を促進するための産学官から構成される推進体制を構築するとともに、県としてのビジョン及び将来に向けたロードマップを明確化することで、長野県での「空の移動革命」実現に向けた道筋をつける。

2 業務内容

(1) 実施内容

本業務委託の実施に当たっては、前記 1 (2) に沿った事業趣旨の下、国機関や民間企業等の最新動向を踏まえ、専門的視点に立って次の業務を実施します。

ア 『信州「空の移動革命」推進協議会（仮称）』企画・運営支援

イ 「空の移動革命」実現に向けた将来ビジョンの策定支援

ウ 「空の移動革命」実現に向けたロードマップの策定支援

(2) 仕様

別添 1 仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務内容は、打合せの中で変更する可能性があります。

(3) 企画提案を求める具体的項目

ア 業務の実施方法及び体制

- ・各業務を推進する方法とスケジュール
- ・各業務の実施体制
- ・各業務の実現に資する専門性や経験、ネットワーク等

イ 業務に要する経費及びその内訳

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載すること。なお、経費の合計額は(6)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 業務の実施場所

長野県企画振興部 D X 推進課他

(5) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで

(6) 費用の上限額

3,898,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を滞納していないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること
- (7) 過去 5 年間に類似業務の実績を有していること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出してください。(3)アに記載の提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

ア 参加申込書	様式第 1 号
イ 参加要件具備説明書類総括書	様式第 1 号の附表
ウ 誓約書	様式第 1 号附表添付書類 1
エ（該当者のみ）社会保険に加入義務がないことについての申出書	様式第 1 号附表添付書類 2
※その他、各様式に記載の別紙 を添付の上、提出すること	

(2) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2
長野県企画振興部DX推進課
担 当 清水 政善
電話番号 026-235-7072
メールアドレス dx-promo@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先・方法

ア 提出期限

令和5年5月9日（火）午後5時まで

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出方法

郵送、持参又は電子メールとします。ただし、郵送又はメールの場合は、提出期限までにDX推進課に到達したものに限り、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を令和5年5月19日（金）までに、応募資格要件非該当通知書（様式第3号）によりDX推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に、書面（様式自由）によりDX推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に電子メールの方法により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4(2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記イの期間中、午前9時から午後5時まで

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は、行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

説明会は、開催しません。

本事業に関連するDX推進課の考え方や取組方針については、以下のWebサイトに掲載の、2023年3月16日開催「空の移動革命」勉強会のDX推進課資料や、勉強会の録画を参照してください。

長野県DX Web サイト 信州「空の移動革命」！ ページ

<https://sites.google.com/union.nagano-map.lg.jp/nagano-dx/airmobi>

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所

4(2)に同じ。

(2) 受付期間

公告日から令和5年5月15日(月)午後3時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(3) 受付方法

業務等質問書(様式第4号)を電子メールによりDX推進課まで提出するものとします。

なお、提出した場合は、電話により到達確認をしてください。

(4) 回答方法

企画提案項目に係る質問、企画提案書に係る事務手続等一般的な質問については、令和5年5月19日(金)までに業務等質問回答書(様式第5号)により、長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

企画提案書(様式第6号)によります。

(2) 企画書の作成様式

企画書(様式第6号の附表)によります。

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 様式第6号の附表の「4 必要経費」記載欄は、経費の合計額は1(6)に示す費用の上限額以内となるように記載してください。

イ 当該業務の一部を再委託する場合は、様式第6号の附表の「その他」記載欄に再委託の予定又は企画協力等の予定を記載してください。ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、提出方法及びその回答方法

ア 受付場所

4(2)に同じ。

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 提出方法

業務等質問書(様式第4号)を電子メールにより提出してください。

エ 回答方法

企画提案内容に係る質問は非公開とし、質問者に対してのみ電子メールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和5年5月22日(月)午後5時

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出部数

郵送または持参の場合、6部(原本1部、副本5部)。電子メールの場合はデータで一式を提出。

エ 提出方法

郵送、持参又は電子メールにて提出してください。ただし、提出期限までにDX推進課に到達したものに限り

ますので、郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で 4 (2)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案の選定基準は、次表のとおりです。

区分	評価項目	配点
1 実施体制 (35 点)	業務内容実現に資する実施体制が考えられているか。	20
	事業の推進方法は効率的かつ現実的なものが考えられているか。	15
2 専門性 (55 点)	エアモビリティに関する専門的な知識や経験を有しているか	25
	官民連携の協議会運営に係る知識や経験を有しているか	20
	エアモビリティに関する有識者や企業等とのネットワークを有しているか。	10
3 経費及びその内訳 (10 点)	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定方法

企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出された企画提案書を(6)企画提案の選定基準に基づき書面評価を行い、その合計点が最高点となった者を選定します。ただし、評価の結果、最高点となった者の評価点が満点の 6 割未満の場合は、選定しません。

(8) 選定者及び非選定者への通知並びに選定結果の公表

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書（様式第 9 号）により D X 推進課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書（様式第 10 号）により D X 推進課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 11 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第 7 号）を長野県公式ホームページに掲載します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（休日を含みます。ただし、10 日目が休日の場合は休日明け）以内に、書面（様式自由）により D X 推進課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含む。ただし、10 日目が休日の場合は、休日明け）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4 (2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記(ア)の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

ア 提案書は、複数提出することはできません。

- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することはできません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添 2 契約書（案）のとおり。

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出依頼を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を含む。ただし、3日目が休日の場合は、休日明け）以内に、見積書（要領様式第12号）によりD X 推進課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書には、内訳書を添付するものとします。
- (3) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。
- (4) 見積書の提出依頼を受けた者は、当該見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (5) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要
- (2) 関連情報を入手するための窓口
4(2)に同じ。
- (3) その他
必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。